

奈良県教育委員会

週報

第2345号

令和2年8月6日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
令和2年度高等学校等奨学金の追加募集について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 高 等 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	学校支援課	1
令和3年度高等学校等進学予定者に対する育成奨学金の予約申請手続に関する説明会の中止について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 中 学 校 長 各 義 務 教 育 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	学校支援課	8
令和3年度奈良県公立学校管理職(校長)候補者選考について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 県 立 学 校 長	教職員課	9
令和3年度奈良県立公立学校管理職(教頭)候補者選考について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 県 立 学 校 長	教職員課	11
令和2年度児童生徒理解による資質向上基礎研修会(旧アンガーマネージメント基礎研修会)の開催について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 学 校 長	教育研究所	14
令和2年度児童生徒理解による資質向上フローアップ研修会(旧アンガーマネージメントフォローアップ研修会)の開催について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 学 校 長	教育研究所	16

(次の週報は、令和2年8月27日(木)発行の予定です。)

各市町村教委教育長
各高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

令和2年度高等学校等奨学金の追加募集について（通知）

本年4月に募集しました「修学支援奨学金」及び「育成奨学金」について、下記により追加募集を行いますので、生徒への周知及び申請について特段の配慮をお願いします。

記

- 1 募集概要 別紙1のとおり
- 2 受付期間 **令和2年9月1日（火）～令和2年9月30日（水）消印有効**
- 3 募集人数 300名程度
- 4 その他 申請者には、次の書類を配布すること。
 - ① 「奈良県高等学校等奨学金貸与申請書」等申請書類一式（※）
 - ② 別紙2「奈良県高等学校等奨学金（追加募集）に申請されるみなさんへ」（2ページ目の下部にある「在籍校の奨学金担当窓口」欄に必ず各学校名と連絡先を記載の上で配付すること。）

（※）奨学金の概要・各種様式・記入例については、学校支援課ホームページ又は4月募集時配付の「奈良県高等学校等奨学金 申請の手引き（令和2年4月版）」を参照すること。

その他不明な点がある場合は下記まで問い合わせること。

（担当）奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9859

FAX 0742-27-2985

URL <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>

奈良県高等学校等奨学金の追加募集について

I 募集概要

* 募集については、「奈良県高等学校等奨学金申請の手引き(令和2年4月版)」を確認すること。
ただし、一部修正があるので、「Ⅱ追加募集での手引きの修正」を、必ず確認すること。

1 申込資格 (現在貸与中の者は申込不可)

(1) 修学支援奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) 又は高等専門学校に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注1) ④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること

(2) 育成奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) 又は専修学校の高等課程 (規則に定めるものに限る。) に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注2) ①について：特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和29年法律第144号) による経費の支給を受けている者へは貸与不可

③について：学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること。
(5段階評価、小数第2位四捨五入)

高等学校等第1学年の在学申請においては、中学校の全教科の評定平均値又は高等学校等の1学期の評定平均値とする。

ただし、中学校の評定平均値は、中学校第3学年時又は中学校第1学年から中学校第3学年までの全教科の評定平均値のいずれかとする。

高等学校等第2学年、第3学年の在学申請においては、高等学校における前年又は前年と前々年の全履修科目の評定平均値とする。

④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍 (特に意欲があると認められる場合にあつては、予算の範囲内で3.0倍) 以内であること。

2 申込み及び決定

(1) 提出書類

「奈良県高等学校等奨学金申請の手引き（令和2年4月版）」と共に配布した様式を複写して利用すること。（奈良県教育委員会事務局学校支援課のHPにも様式・記入例を記載している。）

◎ 新規申請（在学）

- ① 貸与申請者一覧表（新規申請者用）
- ② 奨学金貸与申請書〔第1号様式〕
- ③ 在学校の校長の推薦書
- ④ 市町村長発行の課税証明書等（扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額、非課税の場合非課税理由の記載されたもの。原則として世帯全員分が必要であるが、被扶養者であることが課税証明書等で確認できる場合は不要）

*** 今回の申請では、令和2年度課税証明書が必要**

- ⑤ 住民票謄本（世帯全員分）（記載事項欄に省略のないもの）
- ⑥ 連帯借受人の印鑑登録証明書（最近3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 請求書（後期分のみ）
- ⑧ 口座振替申出書（通帳のコピーを添付）
- ⑨ 借用証書
- ⑩ 申請印確認票（専用紙があるので、各学校から学校支援課に請求すること。）

(2) 書類の経由

申請書類は、各学校の校長を経由して教育長へ提出すること。

(3) 決定通知

奨学金貸与申請に係る審査の結果については、各学校を通して通知する。

（令和2年11月中旬から12月上旬を予定）

3 貸与月額

* 今回申請分の貸与期間は、今年度の後期分（令和2年10月分）からの貸与となる。

区 分		奨 学 金 の 額		
		自 宅	自宅外加算 (5, 0 0 0 円)	へき地加算 (1 2, 0 0 0 円)
生活保護法の高等学校 等就学費の給付を受け ている者	国・公立	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	—
	私 立	1 7, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円	—
その他の者	国・公立	1 8, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
	私 立	3 0, 0 0 0 円	3 5, 0 0 0 円	4 2, 0 0 0 円

- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定する「へき地学校（小学校に限る。）」の通学区域に居住する生徒に対しては、希望すればへき地加算金月額1万2千円を加算して貸与できる。
- ※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定する「へき地学校（小学校に限る。）」の通学区域に居住する生徒で、生活福祉資金の修学資金の貸与を受けている場合は、へき地加算金月額1万2千円を貸与できる。
- ※ 「へき地学校（小学校に限る。）」の「小学校」については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条ただし書きの規定により小学校に代わり義務教育学校を置く市町村にあつては当該義務教育学校を小学校とみなす。
- ※ 申請時と状況が変わり貸与額が変更になる場合は、その旨を授業料奨学金係に連絡し、貸与月額変更事由発生届を提出すること。

II 追加募集での手引きの修正

項目 (手引きの頁)	修正前	修正後
育成奨学金の学習成績の評定 (2頁：(注3)について 枠内)	ウ 高等学校等の <u>1学期中間考査終了時の評定平均値</u>	ウ 高等学校等の <u>1学期の評定平均値</u>
在学校の校長の推薦書 (9頁：下5行)	<p><u>育成奨学金を希望する者のうち、中学成績の評定平均値が3.0未満の申請者の取扱いについて</u></p> <p>①<u>評定平均値の記入欄下のボックスにチェック、評定平均値記入欄は空欄のまま提出。</u></p> <p>②<u>その後、中間考査等終了時の評定平均値を提出 (様式は問いません)。</u></p> <p><u>※ただし、その際の高校成績で評定平均値が3.0未満の場合も、必ずその成績を提出してください。</u></p>	(削除) *ボックスのチェックは、なくなります。
<7>所得に関する証明書 (14頁)表中の「③上記のいずれにも該当しない世帯」の「必要書類」欄	<p><u>※平成31年度課税証明書 (平成30年分所得に関する課税証明書) は必ず提出していただきますが、所得の状況が変動し、平成31年分における所得の方が現状を反映している場合、次のア～ウの追加書類で所得を確認します。</u></p> <p><u>ア 平成31年分の確定申告書 (30年分不可。税務署の受付印のあるもの) の写し</u></p> <p><u>イ 平成31年分の源泉徴収票原本 (30年分不可。原本でない場合は照合のうえ原本確認者の署名押印をお願いします。)</u></p> <p><u>ウ 令和2年度課税証明書</u></p>	*令和2年度課税証明書が必要です (最新のもの)。